

『2012年版 司法試験 完全整理択一六法 商法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年6月4日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
81	下から9行目	禁止する規定を廃止する点に る。	禁止する規定を廃止する点に ある 。	2013/06/02
134	<募集株式の 発行等に必要 な手続き>の 図表, 第三者 割当て・有利 発行の行, 公 開会社・通常 の株式の発行 等の列	株主総会の特別決議 (199Ⅱ, 201Ⅰ, 309Ⅱ⑤)	株主総会の特別決議 (199 Ⅲ Ⅱ, 201Ⅰ, 309Ⅱ⑤)	2013/06/02
217	19行目	【4項読替え】	【 6 項読替え】	2013. 03. 14
217	23行目	【5項読替え】	【 7 項読替え】	2013. 03. 14

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日		
568	表<一方的商 行為と双方的 商行為> 2列3～6行 目	<table border="1"> <tr> <td>商行為に適用される規定（当事者の一方または双方が商人であることを要しない規定）</td> <td> <p>③ 承諾期間を定めないでなされた対話者間の契約の申込み(507)</p> <p>④ 承諾期間を定めないでなされた隔地者間の契約の申込み(508)</p> </td> </tr> </table>	商行為に適用される規定（当事者の一方または双方が商人であることを要しない規定）	<p>③ 承諾期間を定めないでなされた対話者間の契約の申込み(507)</p> <p>④ 承諾期間を定めないでなされた隔地者間の契約の申込み(508)</p>	<p>当事者の双方が商人である場合の規定</p> <p>① 承諾期間を定めないでなされた対話者間の契約の申込み(507)</p> <p>② 承諾期間を定めないでなされた隔地者間の契約の申込み(508)</p> <p>③ 金銭消費貸借の利息請求権(513 I)</p> <p>④ 商人間の留置権(521)</p> <p>⑤ 売主の供託及び競売権(524)</p> <p>⑥ 確定期売買(525)</p> <p>⑦ 買主の検査・通知義務(526)</p> <p>⑧ 買主の保管・供託義務(527・528)</p>	2013. 02. 12
商行為に適用される規定（当事者の一方または双方が商人であることを要しない規定）	<p>③ 承諾期間を定めないでなされた対話者間の契約の申込み(507)</p> <p>④ 承諾期間を定めないでなされた隔地者間の契約の申込み(508)</p>					
81	下から2行目	株式会社	株式 有 限会社	2013. 01. 30		
140	下から11行目	期日を定めた場合当該期日	期日を定めた場合 当該期日	2013. 01. 30		
643	4行目	II 裏書人は新なる裏書を禁ずることを得此の場合に於ては……	II 裏書人は新なる裏書を禁ずることを得。此の場合に於ては…	2013. 01. 24		
316	12行目	IV 第 336 条第1項から第3項までの…	IV 第 346 条第1項から第3項までの…	2012. 12. 12		

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
97	下から 2行目	IV 前項の譲渡等承認請求者が同項期内に…	IV 前項の譲渡等承認請求者が同項の 期間 内に…	2012.12.08
101	下から 1行目	…絡先にあてて発すれば足りる。	…絡先)にあてて発すれば足りる。	2012.12.08
142	17行目	V 募集事項、第1項の募集ごとに…	V 募集事項 は 、第1項の募集ごとに…	2012.11.21
204	下から 1行目	(規 66 I ③参照)。	(規 66 I ②参照)。	2012.11.21
123	下から 7行目	…存在を前提とする権利(株主提案権(303)等)、 責任追及等の訴え(847) は認められない。	…存在を前提とする権利(株主提案権(303)等)は認められない。	2012.08.20
202	8行目	当該種の種類株主全員の同意	当該種 類 の種類株主全員の同意	2012.08.13
22	6行目	2 制限能力者や法人も発人になることができる。	2 制限 行為 能力者や法人も発 起 人になることができる。	2012.04.24
26	3行目	募集設立の合も、	募集設立の 場 合も、	2012.04.24
60	下から 13行目	に報告することとされ い 。	に報告することとされ てい る 。	2012.04.24
626	2行目	同履行関係	同 時 履行関係	2012.04.24
628	3行目	手形交付契約が 凍結 され、	手形交付契約が 締結 され、	2012.04.24
213	下から 2行目	342⑥・343④	342 VI ・343 IV	2012.03.19

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
211	<同一会社間における兼任・兼職禁止>の図表中2行目「監査役」、5列目「会計監査人」の欄	○	× (337111①、公認会計士 24)	2012. 02. 15
211	<同一会社間における兼任・兼職禁止>の図表中2行目「監査役」、5列目「会計監査人」の欄	○	× (337111①、公認会計士 24)	2012. 02. 15
211	<同一会社間における兼任・兼職禁止>の図表中2行目「監査役」、6列目「執行役」の欄	○	— (委員会設置会社においては監査役を設置することができない(327IV)ため、監査役と執行役が同時に存在することはない。)	2012. 02. 15
211	<親子会社間における兼任・兼職禁止>の図表中3行目「監査役」、6列目「会計監査人」の欄	○	× (337111①、公認会計士 24)	2012. 02. 15
211	<親子会社間における兼任・兼職禁止>の図表中4行目「会計参与」、6列目「会計監査人」の欄	○	× (337111①、公認会計士 24)	2012. 02. 15
194	図表中、「341」の行、「定足数」の列 例外の本文1行目	3分の1以下を下限と	3分の1以上を下限と	2012. 02. 09

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
195	図表中、「特別決議(309□)」の行、「定足数」の列 例外の本文1行目	3分の1 以下 を下限と	3分の1 以上 を下限と	2012. 02. 09
550	5行目	形式的 査 主義	形式的 審査 主義	2012. 01. 17
555	下から12行目	商号使用の許諾を受けた もの の営業や事業がその許諾を受けた者	商号使用の許諾を受けた 者 の営業や事業がその許諾をした者	2012. 01. 17
590	6行目	匿名組合は、	匿名組合 員 は、	2012. 01. 17
611	590条《注釈》6行目	(1) 責任の範囲	(2) 責任の範囲	—
621	下から5行目	証券所持が負担する者	証券所持人が負担する者	—
527	939条3項の4行目	定る	定 め る	2011. 12. 14
449	795条2項2号3行目	帳簿 額	帳簿 価額	2011. 12. 12
299	表<違法配当における会社、株主及び会社債権者の保護> 「会社による責任追及」の行、「株主に対する責任追及」の列	⇒ § 46 2 《注釈》	⇒ § 46 3 《注釈》	2011. 12. 11
384	710条の下の趣旨2行目	社 債 債権者	社債権者	2011. 12. 11
384	710条の下の趣旨4行目	一層強 し ている	一層強 化 している	2011. 12. 11
403	749条1項3号の3行目	金銭の割当て	金銭 等 の割当て	2011. 12. 11
277	5行目	② 故意 又は重過失	② 悪意 又は重過失	2011. 12. 10
276	4行目	己 のため	自己 のため	2011. 12. 10
235	364条の3行目	代表す者	代表す る 者	2011. 12. 09
140	208条2項の4行目	現物 出財産	現物 出資財産	2011. 12. 08
149	227条の3行目	効力が生ずる日、	効力が生ずる日 に 、	2011. 12. 08
124	189条の下の注釈の1行目	単元 未株	単元 未満株式	2011. 12. 08

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
167	269 条 1 項の 1 行目	新株 予 権	新株 予 約権	2011. 12. 08
38	上から 24 行目, 42 条の 2 行目	規定により立時役員等	規定により 設 立時役員 等	2011. 11. 08
122	上から 16 行目, 185 条 の 2 行目	新たに込みを	新たに 払 込みを	2011. 11. 08
126	上から 4 行目, 194 条 1 項の 2 行目	有する单元未株式の数 と併せて	有する单元未 満 株式と 併せて	2011. 11. 08
568	上から 7 行目, 3 一方的 商行為と双方向的商行為 の(1)一方的商行為	取引の一方の当事にと って	取引の一方の当事 者 に とって	2011. 11. 08
95	138 条 2 項ハの 3 行目	請求するとき、その旨	請求するとき は 、その 旨	2011. 10. 07
77	112 条	監査役関る	監査役に関 す る	2011. 09. 28
80	下から 1 行目・第 117 条 6 項	株券と引換え	株券と引換えに に	2011. 09. 28
89	一番下の行	取り扱わなければ な な	取り扱わなければ なら ない	2011. 09. 28
58	第 88 条	設立時取締役の選任、	設立時取締役の選任 は 、	2011. 09. 28
7	第 4 条	本店所在地	本店 の 所在地	2011. 09. 17
95	第 139 条 I	取締役設置会社	取締役 会 設置会社	2011. 09. 15
122	第 186 条 III	第項各号に掲げる	第 1 項各号に掲げる	2011. 09. 15
221	349 条 4 項	……行為をする権限を 有 る。	……行為をする権限を 有 する。	2011. 08. 20